

医師の働き方改革応援特報版

(特報版 2021. 03)

沖縄県医療勤務環境改善支援センター

(略称：勤改センター)

事業実施者：沖縄県社会保険労務士会

委託者：沖縄県保健医療部医療政策課、沖縄労働局雇用環境均等室

事業の期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日まで

▼医療勤務環境改善支援センターとは？

- ・当センターは、改正医療法（H26年）により設置されており、一昨年度までは沖縄県医師会様が受託、運営していました。昨年度8月1日以降は沖縄県社会保険労務士会が運営を行っています。また県主催の運営協議会において広く意見を聞きながら運営されます。（運営協議会を構成する諸団体）※敬称略、順不同、令和元年度実績による
沖縄県医師会/沖縄県看護協会/沖縄県/沖縄労働局/医療経営コンサルタント協会沖縄県支部/沖縄県社会保険労務士会

▼この事業では医師の働き方改革への取組みを応援します！

- ・当センターでは、医療機関からの労務管理に関するご相談に対して、電話、メール、訪問などの方法で応じています。特に「医師の働き方改革支援」「BC水準指定の取組み支援」に力を注いでいます。当センターは皆さまと一緒に課題解決に取り組めます。
- ・医療勤務環境改善マネジメントシステム導入の支援・医療機関における勤務環境の自主的な改善を促すPDC Aサイクルの導入と定着を支援します
- ・BC水準の認定に向けた相談・支援・例：医師の労働時間短縮計画の策定に関すること
- ・医師の労働時間短縮に向けた取組みの相談・支援・例：厚労省が行う医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組に関すること
- ・院内での労務管理に関する勉強会・研修会・WS（ワークショップ）などへの講師派遣

※ご相談時の病院名、相談者名、内容は労働局・労働基準監督署に報告しません。

▼私たちにお声掛けください！▼

相談受付：沖縄県医療勤務環境改善支援センター事務室

電話 098-988-1430（案件をお聞きして担当から連絡します）

（住所）那覇市泊2丁目T&Gビル601B

直通：事業担当 社会保険労務士 加藤 浩司

（携帯）090-6426-0854

（取れない場合は留守番電話に要件、連絡先をお入れください。担当加藤より折返し連絡します）

（メール）Koji-koji@mug.biglobe.ne.jp

沖縄県医療勤務環境改善支援センターの設置と概要

- ・ 設置日：2020年8月1日設置（令和1年度まで沖縄県医師会様が受託）
- ・ 場 所：那覇市泊2丁目T&Gビル601-B
- ・ 電 話：098-988-1430（平日9時～5時まで開所）
- ・ メール：contact.med@okinawa-med-kinmukaizen.jp
- ・ URL：www.okinawa-med-kinmukaizen.jp

- ・ 相談は、訪問または近隣の沖縄県社労士会会議室などを利用できます。
- ・ アドバイザー14名が登録（内6名が交替でセンターで執務）
（※14名は社会保険労務士、その他経営面の相談に対しては
医療経営コンサルタント協会に対応を依頼します）



勤改センターでの相談のポイント

- ポイント①：医療機関との信頼関係構築を第1に。
- ポイント②：医療機関の自主的な改善が前提です。
- ポイント③：すべての医療従事者が事業対象です。



沖縄県医療勤務環境改善支援センターの活動のご紹介（R2年度の実績）

<相談件数> 前年度85件/年間

月	相談受付	訪問相談	院内研修	個別支援
8月	5	3		
9月	2	2	1	1
10月	4	2		3
11月	4	2		1
12月	9	6	1	2
1月	5	2		3
2月	4	2	1	4
3月	2	1		4
小計	35	20	3	18

※相談受付件数は、訪問相談件数を含んだ数です。

- これまで、沖縄県勤改センターでは、、、
- ・ 病院長懇談会など関係者との丁寧な連携実施
 - ・ 局監督課長、監督官などによる情報提供をコーディネート
 - ・ 労務管理者向けセミナー、全医療機関向け広報などに注力

<相談内訳>

労働時間(把握、宿日直、残業など)	8	23%
医師の働き方改革について	6	17%
ハラスメントについて	5	14%
休業(新型コロナ、休業手当含む)	3	9%
労働条件・労働契約	3	9%
人材育成・定着(人事考課含む)	3	9%
育児・介護休業の関係	1	3%
同一労働同一賃金	1	3%
タスクシフト	1	3%
安全衛生管理体制	1	3%
異動	1	3%
懲戒	1	3%
休職	1	3%
小計	35	100%

沖縄県医療勤務環境改善支援センターの活動について（R3年度のメニュー）

(1) 相談活動（窓口相談・訪問相談）

重点はBC水準指定事務の支援の取組み

(2) 個別支援

- ①医療勤務環境改善マネジメントシステムの普及促進（PDCAサイクル）
- ②BC水準の指定に関する意向確認活動
- ③BC水準（時短計画策定・36協定締結など）に関する個別相談活動
- ④BC水準の指定に関するモデル事業
- ⑤働き方税制（特別控除制度）の説明・援助活動

・漏れなくまわり丁寧な説明
・県内の参考事例を拾上げる
(時短計画、36協定様式、時短の取組、時間把握方法)

(3) 情報提供・関連団体との連携

- ①訪問・リーフレット・HP・関連団体への働き掛けなど
- ②労務管理改善に関するニュースの作成
- ③労務管理改善セミナー（労務管理担当者向け）
- ④BC水準指定に関するセミナー
- ⑤連携（県医師会、県看護協会、医業経営コンサルタント協会、県、労働局）

県・労働局・勤改センターから情報提供

- ポイント①：どの医療機関がBCの申請をするのか
- ポイント②：36協定＝だれが、どれだけ残業するのか・・・「時間把握」が課題！
- ポイント③：時短計画＝どうやって残業を減らすのか

重点活動（BC水準指定に関する援助）の具体化（構想）と問題意識とは？

(1) 訪問活動

- ①申請が予測される個別医療機関に意向と取組み状況を確認・利用勧奨
- ②継続的な援助を求められた場合に、月1回など定期的に訪問し援助
- ③モデル事業（継続的な支援とともに、取組の公開共有を目指す）
- ④スポット対応（求められた時に対応します）

WLB・産休育休・年休

契約形態(雇用,出向,委託,年休)

(2) 企画1：公的病院へのアプローチ

- ①管理層の協議体などで状況確認とセンター利用勧奨
- ②個別医療機関に対し、モデル事業での対応を打診（救急、離島、研修医の3パターンなど）
- ③継続的な援助と事例の蓄積、適時広報（出来るだけ県内での取りこぼしなく対応へ）

時間把握（宿日直・自己研鑽・兼業）

(3) 企画2：関係行政機関から具体的で正確な情報（遅くとも8月までに1回はどうか？）

※県から時短計画申請手続き、労働局から36協定注意事項、何がどこまで決まっているのか又いないのか

(4) 企画3：各医療機関の担当者の先生方の懇談会・情報共有・意見交換

※勤改センターから問題意識の提示も行いつつ、各病院の問題意識も交流、関連団体へフィードバックも
※いつまでに何をやるのが正解か不明で不安な状況（決して皆さまの取組は遅れていません）

(5) 企画4：事務長など事務担当の懇談会・情報共有・意見交換

※より実務的な問題での課題の抽出と解決策の模索（事務方のサポート力の向上を目指す）